

事務連絡
令和5年3月10日

地区薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人東京都薬剤師会

写しの通り、東京都福祉保健局健康安全部長から通知がありましたので、貴会会員へのご周知をよろしくお願いいたします。



4福保健薬第4734号
令和5年2月28日

公益社団法人東京都薬剤師会

会長 永田 泰造 様

東京都福祉保健局健康安全部長

藤井 麻里子
(公印省略)

薬局機能情報報告書の提出依頼について

平素より東京都の薬事行政につきまして御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、都内全ての薬局開設者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づき、薬局機能情報報告書を都知事宛てに提出することが義務付けられております。

しかしながら、未提出の薬局があるため、別紙のとおり当該薬局開設者宛提出依頼をいたしましたので、お知らせします。

本件の取扱いにつきまして、貴会の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先

担当：東京都福祉保健局健康安全部

薬務課薬務担当 太田

電話： 03-5320-4511 (直通)

ファクシミリ： 03-5388-1434

報告が必要な薬局には、この通知を、東京都から直接送付しています。

4 福保健薬第 4 7 3 4 号
令和 5 年 2 月 2 8 日

各 薬 局 開 設 者 様

東京都福祉保健局健康安全部長
藤 井 麻 里 子
(公 印 省 略)

薬局機能情報の報告について（提出依頼）

平素より東京都の薬事行政につきまして御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、薬局機能情報は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）の規定に基づき、都内全ての薬局開設者に都知事宛の報告が義務付けられております。貴薬局におかれましては、現在の許可を取得されて以降、報告書を提出いただいておりますので、下記により提出をお願いいたします。

記

1 全国システム移行に伴うアカウント申請のための情報入力（詳細は「薬局機能情報 入力上の留意点」参照）

令和 5 年度定期報告（令和 6 年 1 月末報告期限分）から全国統一システムへの移行が予定されているところですが、引き続きオンラインでご報告いただくには、アカウントを取得していただくことになります。アカウント取得には、令和 4 年度中に現行システムに「記入者（フルネーム）」、「電子メールアドレス」の両方を入力する必要があるため「連絡担当者」へのご入力をお願いいたします。その際メールアドレスは可能な限り個人のメールアドレスを避け、担当部署のメールアドレスのご入力をお願いいたします。また、担当者の変更等が生じた場合も適宜修正等をお願いいたします。

2 提出方法

インターネットを利用したオンライン報告（詳細は「薬局機能情報 入力上の留意点」参照）

- ① 「東京都 ひまわり」「t - 薬局いんふお」「東京都薬局機能情報」等で検索し、東京都薬局機能情報提供システム（<https://www.himawari.metro.tokyo.jp>）のホームページを表示。
- ② ホーム画面の右下にある「関係者ログイン（医療機関・薬局）」のボタンをクリック。
- ③ 「ログイン・パスワード設定票」に記載された機関コード、パスワードを入力してログインし、オンライン申請を実施。

オンライン申請が不可能な場合は、薬務課薬務担当（03-5320-4511）へ御連絡ください。その際お手元に、同封されている「ログイン・パスワード設定票」（ピンク色）を御用意いただき、機関コード（10桁の数字）をお伝えください。

3 提出期間 令和 5 年 3 月 2 2 日（水曜日）

4 その他

- （1）本通知は、令和 5 年 2 月末日現在、新規許可取得後の薬局機能情報報告書未提出の薬局にお送りしています。行き違い又は薬局の廃止届提出済みの際は御容赦ください。
- （2）薬局開設法人の変更又は薬局の移転により、許可を取得しなおした場合にも、改めて薬局機能情報報告書の提出が必要になります。
- （3）最後に「報告へ」のボタンを押して報告を完了してください。

- (4) 報告を受けた情報については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき東京都薬局機能情報提供サイト「t-薬局いんふお」において、都民へ情報提供を行っています。

＜参考条文＞

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

（薬局開設者による薬局に関する情報の提供等）

第八条の二 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならない。

2 薬局開設者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3 薬局開設者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する薬局に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

問合せ先

担当：健康安全部薬務課薬務担当 赤尾、太田
電話：03-5320-4511